

平成27年2月4日  
福島県土木部

### 第1（目的）

公共工事の安全確保については、「公共工事の品質確保の促進に関する法律の一部を改正する法律（H26.6.4 施行）」を踏まえ、発注者としての責任をより一層自覚し、設計・積算から施工まで全ての段階において、安全面に十分配慮しなければならない。

この要綱は、福島県土木部における工事の実施に当たって、発注者自らが講じるべき安全対策を明確に示し、もって公共工事の安全な施工の確保を図ることを目的とする。

### 第2（発注に当たっての安全施工への配慮）

- (1) 施工の安全性の向上に資するため、債務負担行為を活用するなどして、工事の平準化に努めること。
- (2) 受注者の選定に当たっては工事成績評価表における施工状況（安全対策）に留意し、工事内容に応じた施工技術力を有する受注者を選定すること。なお、条件付一般競争入札（総合評価方式標準型、簡易型）の場合は、技術審査書における安全管理計画の評価項目を適切に設定した上で評価を行うこと。
- (3) 発注の準備は計画的に行い、必要な工期が確保できるよう配慮すること。なお、用地買収等の遅れにより年度内の完成が困難な場合や工事中に施工条件の変化等により、工期が年度末を越える恐れがある場合は、適切に繰越の手続きをとること。
- (4) 占用物の移設等が生じる場合は、事前に占有者や関係機関との調整を行うこと。

### 第3（設計段階における安全施工への配慮）

- (1) 工事現場ごとに仮設工、施工方法等が異なることから、現場の施工条件を十分に調査し、現場に適した仮設計画や施工方法を検討すること。
- (2) 設計段階において施工の安全性に配慮した施工方法を検討すること。
- (3) 詳細設計時に施工に係る項目（施工計画書等）に関してその内容を十分に精査し、技術審査等を活用し内容の充実を図ること。
- (4) 積算の前段となる施工計画の策定に当たっては関係法令、各種技術指針、本要綱及び建設工事公衆災害防止対策要綱に基づいて実施すること。
  - イ 施工方法：現場条件に適した施工方法、建設機械を選定し、安全確保、公害防止等に十分留意すること。
  - ロ 仮設計画：仮設道路、仮締切、土留工、機械設備等は現場条件にふさわしい計画となるよう十分に配慮すること。

### 第4（適正な積算の実施）

- (1) 安全を確保するための経費（直接工事費、共通仮設費の安全費、仮設費及び現場管理費）を適切に計上すること。
- (2) 積み上げ計上を行うものは、必要な事項を特記仕様書に条件明示を行い、必要な経費を適切に計上すること。
- (3) 積み上げ計上を行う際は歩掛り等について最新の基準を用い、発注時の実勢価格

が十分に反映されたものとする。

#### 第5（適切な工期の設定）

- （1）標準工期以外の工期を設定する場合は、建設労務者の健康保持、災害防止の観点から、休日日数及び降雨等による作業不能日数を考慮して設定すること。
- （2）工事契約後に地元との協議等に時間を要し工事着手が遅れる恐れがある場合は設計変更により工期を変更すること。

#### 第6（適正な仮設工及び施工方法の選定）

- （1）工事の発注に当たって次の施工条件の仮設工については、設計図書において指定仮設とすること。
  - イ 河川堤防と同等の機能を有する仮締切の場合
  - ロ 仮設構造物を一般交通に供する場合
  - ハ 特許工法又は特殊工法を採用する場合
  - ニ 関係官公署との協議等により制約条件のある場合
  - ホ その他、第三者に特に配慮する必要がある場合
- （2）仮設工、施工方法等を指定する場合は指定内容を十分検討し、施工の安全性に配慮した適切な内容とすること。

#### 第7（設計図書における施工条件の明示）

- （1）工事の発注に当たっては事前に現場の施工条件を十分調査し、必要な事項を設計図書（特記仕様書及び図面）に明示すること。
- （2）施工の安全性に配慮し、次に示す場合に関しては、施工条件の明示を行うよう留意すること。
  - イ 現道交通を確保しながらの施工、または、工事現場に交通誘導員等を配置する必要がある場合
  - ロ 供用中の道路上の工事において道路交通の安全確保の観点から関係機関と協議の上、通行規制を行う必要がある場合
  - ハ 工事現場に地下埋設物がある場合や鉄道、送電線等に近接して施工する場合で、管理者と協議する必要がある場合
  - ニ 土砂や岩の掘削、工事の振動等による落石、雪崩、土砂崩落等に備えて防護施設を設置する必要がある場合
  - ホ その他、工事施工の安全確保のために特に施工条件の明示が必要な場合

#### 第8（施工条件の変化への適切な対応）

- （1）施工途中で予期せざる事態が発生した場合には、工事請負契約約款の約定に基づき適切に設計変更を行うこと。なお、安全施工に関する注意事項として、以下の事項については当初打合せ時に受注者への徹底を図ること。
  - イ 気象状況等に関して常時十分な注意を払うこと
  - ロ 作業時に危険を予知した場合等においては、ただちに作業を中止し、作業員を安全な場所に待避させること
  - ハ 異常箇所の点検・原因の調査等は、二次災害防止のための応急措置を行った後、

十分に注意して行うこと

- (2) 施工途中において予期せざる事態が発生した場合は速やかに工事一時中止の措置を講じ、工期及び費用を適切に処置すること。

#### 第9 (受注者の施工体制及び作業員の安全訓練の充実への配慮)

- (1) 公衆災害の防止対策が必要な工事等は受注者に対して施工体制台帳の整備等、安全施工体制の充実を指導すること。
- (2) 受注者に対して工事現場の作業内容に応じた安全訓練活動をとおして作業員の安全意識の高揚を図ることを指導すること。
- (3) 工事着手後、原則として作業員全員の参加により月当たり半日以上の安全に関する研修・訓練の実施を受注者へ指導すること。
- (4) 安全に関する研修・訓練等として考えられる項目
- イ 安全活動のビデオ等視覚資料による安全教育
  - ロ 工事内容等の周知徹底
  - ハ 土木工事安全施工技術指針等の周知徹底
  - ニ 工事における災害対策訓練
  - ホ 工事現場で予想される事故対策
  - ヘ その他、安全に関する訓練等として必要な事項
- (5) 訓練等の実施状況については、ビデオ等又は工事情報(工事月報)等により、適切に実施されたかを確認すること。

#### 第10 (建設現場の作業環境の改善への配慮)

工事の発注に当たっては、工事内容に応じて作業環境への措置(現場事務所、労働者宿舍等)を特記仕様書に明示し、そのための経費を積算に計上すること。

#### 第11 (建設工事における連絡体制の充実)

- (1) 工事を複数の工区に分けて発注する場合は、工程等の調整が容易に行えるように配慮した工区とすること。
- (2) 複数の工事が相互に関連する建設現場において、非常時における臨機の措置を定める等の連絡調整の体制を整備すること。
- (3) 連絡調整の体制を整備する対象工事は次の工事とする
- イ 事業間の調整(河川と道路等)を必要とする工事
  - ロ 複数の受注者が同一地域で工事を行う場合
  - ハ 土木工事と機械設備工事等、同時施工となる場合
  - ニ その他仮設道路等を共有する等の工程調整を必要とする工事

#### 第12 (工事の安全対策に向けた活動の実施)

- (1) 工事において発生した事故について、「事故等対処マニュアル(H27.2)」に基づき、事故に至るメカニズム、原因を技術的に調査・分析し、必要な措置を講じることにより、類似工事における事故の再発防止を図ること。さらに、技術管理課は調査・分析結果のデータベース化を図り、これをもとに工事の設計、積算、施工方法に係る安全対策の充実を図ること。

- (2) 各種施工要領等の策定など一層の充実を図り、毎年施工技術等の変遷に対応するための見直しが必要かの検討を行うこと。
- (3) 安全対策に効果がある新技術に関する動向を把握して、積極的に活用すること。
- (4) 厚生労働省等関係省庁、施工業者等との間で安全協議会、安全パトロール等の安全施工に関する活動を実施すること。
- (5) 工事に対する地域住民の理解と協力が得られるよう、説明会の開催などの広報活動を積極的に推進すること。

### **第 1 3 (安全管理の留意事項と職責に応じた役割)**

安全管理体制を確保するために、各職責者は「別表 1」により自らの役割を認識して業務を行うこと。

### **第 1 4 (重点計画書の策定及び実施)**

- (1) 第 1 ～ 第 1 3 の記載内容に対する実効性を確保するために、各建設事務所は、毎年度重点的に取り組むテーマを設定し、具体的な実施内容及び責任者を記載した重点計画書を毎年 2 月に策定する。
- (2) 各建設事務所は、毎年 4 月に出先機関の長会議等において、重点計画書の計画について報告する。
- (3) 各建設事務所は、毎年 2 月（計画を報告した年度）に重点計画書の実績について事務所全体での評価及び検証と改善を行い、その結果について出先機関の長会議等において報告する。

### **第 1 5 (資料編の作成及び更新)**

技術管理課は、重点計画書に関する取り組み内容を含め、安全管理に関する関係資料を作成し、毎年更新を行い、部内に周知する。

### **第 1 6 (業務委託への適用)**

現場の安全管理が必要な業務委託の実施に当たっては、本要綱を準用し、安全管理に配慮する。

### **第 1 7 (土木部が他部局から受託する工事等への適用)**

土木部が他部局から設計・監理等を受託する工事及び業務委託の実施に当たっては、本要綱を準用し、安全管理に配慮する。

### **第 1 8 (要綱の見直し)**

技術管理課は、本要綱の実施状況等を踏まえ、必要な見直しを行う。

## **附 則**

この要綱は、平成 2 7 年 2 月 4 日から施行する。